

令和4年5月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 有泉佳代子

令和2年(ネ)第3049号 各境川金森調節池建設差止請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成30年(ワ)第17960号 (以下「原審第1事件」という。)、同令和元年(ワ)第13225号 (以下「原審第2事件」という。))

口頭弁論終結日 令和4年3月1日

## 判 決

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

## 主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、東京都町田市金森6丁目1406番1外において計画している境川金森調節池工事及びこれに付帯する工事を行ってはならない。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

### 第2 事案の概要 (以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。)

- 1 本件は、東京都町田市金森6丁目1406番1外 (本件予定地) において建設することが予定されている境川金森調節池 (本件調節池) の周辺に居住している住民である別紙当事者目録記載の控訴人ら20名及び別紙取下前控訴人ら目録記載の取下前控訴人ら37名 (以下、同37名を一括して「取下前控訴人ら」といい、控訴人ら及び取下前控訴人らの合計57名を一括して「控訴人ら等」ということがある。) が、本件調節池の建設工事及びその付帯工事 (併せたものが本件工事である。) の施行者である被控訴人に対し、本件工事によって控訴人ら等の生命、身体及び良好で平穏な住環境を享受する権利等が侵害され又は侵害されるおそれがある旨を主張して、人格権に基づく妨害排除又は妨害予防として、本件

工事の差止めを求める事案である。

原審は、控訴人ら等の請求をいずれも理由がないと判断して棄却した。

これに対し、控訴人ら等57名が本件各控訴を提起したが、その後、取下前控訴人ら37名は、いずれも本件控訴を取り下げ、控訴人らは別紙当事者目録記載の20名となった。

- 2 前提事実及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記第3の2のとおり当審における控訴人らの主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2及び3（原判決1頁26行目から同16頁11行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、「原告ら」を「控訴人ら等」に読み替え、取下前控訴人らに関する主張についても参考のため引用する。なお、引用した文中の原告番号はいずれも原判決別紙当事者目録記載の原告番号である。以下同じ。また、以下の人証はすべて原審におけるものである。）。

(原判決の補正)

- (1) 原判決2頁2行目の「建設予定地」の次に「である東京都町田市金森6丁目1406番1外」を加え、同6行目の「施工者」を「施行者」に改める。
- (2) 同4頁11行目の「浸水」を「溢水」に改める。
- (3) 同4頁18行目の「図7」の次に「・12・13、」を加える。
- (4) 同5頁6行目の「安藤・間」を「安藤ハザマ」に改める。
- (5) 同頁15行目の末尾に「本件工事では、一括施工の方式（西田スポーツ広場全面を使用し、本件調節池全体を一括して施工する方式）が採用されたため、その工期中、西田スポーツ広場の全部が利用できないこととなった。」を加える。
- (6) 同頁21行目の冒頭から同行目の「次のとおり」までを「本件工事は、次のとおり、治水上の必要性（公共性ないし公益上の必要性）がなく、他に有効な代替案があるにもかかわらず、これらを比較検討することなく、控訴人ら等地域住民に広範な被害をもたらす工事を強行するものであるから、」に改め、同

23行目の末尾に「そして、その違法性判断に当たっては、次のような被害の性質と内容、加害行為の内容（社会的有用性、公共性を含む。）、加害行為の行政的基準の遵守状況（住民への説明内容、住民参加を含む。）、被害防除・軽減措置の状況等を総合的に比較考慮すべきである。」を加える。

- (7) 同6頁5行目の「周辺地域は、」の次に「昭和62年に」を加える。
- (8) 同頁11行目の「住居」を「不動産」に改める。
- (9) 同頁17行目の「本件工事により、」の次に「既に多くのスポーツチームが解散に追い込まれたり、スポーツや地域の行事が開催できなくなるなどの実害が生じており、」を加える。
- (10) 同頁23行目の「利用できなくなると、」の次に「園庭面積が認可保育園の基準を満たさず、」を加える。
- (11) 同7頁5行目の「関係」の次に「。ただし、原告番号55を除く控訴人らは、いずれも控訴を取り下げた者である。」を加える。
- (12) 同頁9行目の「関係」の次に「。ただしいずれも控訴を取り下げた。」を加える。
- (13) 同頁20行目の「境川は」の次に「その堤防が」を加える。
- (14) 同8頁1行目の末尾に次のとおり加える。

「ところが、被控訴人は、本件調節池を整備すれば上記被害を防止できるかのようなミスリーディングな説明を行ってきた。」
- (15) 同頁3行目の「流域対策」から同4行目の「対策）は、」までを「流域対策（グリーンインフラ）は、流域内に降った雨水を貯留したり、浸透させたりして、河川や下水道への流出を抑制する対策で、具体的な施策としては、透水性舗装や浸透ます等があり、これらの流域対策は、」に改める。
- (16) 同頁10行目の「被告は、」から同11行目の「いるのに、」までを「被控訴人は、既に1時間当たり50ミリの降雨に対応できる河川改修工事を完了させたとしている一方で、下流神奈川県管理区間では、いまだ1時間当たり30ミ

りの降雨にしか対応できていないとされており、そのため、被控訴人は、神奈川県側に負担をかけられないとして、河川工事により発生した本来河道外に搬出すべき土砂を搬出せず河床に残して」に改め、同14行目の「あつて、」の次に「これにより1時間当たり20ミリの降雨量増に対応できることになる。にもかかわらず、被控訴人は、」を、同15行目の「のみ」の次に「本件調節池の建設による」をそれぞれ加える。

(17) 同9頁1行目の「本件工事は」の次に「その情報公開が極めて不十分で」を加え、同行目の末尾に改行して次のとおり加える。

「また、被控訴人は、本件調節池の建設によってどの程度の上流部の河床掘削を計画し、そのことによって境川の水害の発生がどの程度軽減緩和される計画なのかについて周辺住民に正しい情報を示さなければならないが、何ら具体的な説明をしていない。」

(18) 同11頁25行目の「削減した」を「削減する対策を講じた」に改める。

(19) 同13頁21行目の「原告番号32」の次に「(ただし同人は控訴を取り下げた。)」を加える。

(20) 同14頁8行目の「護岸整備率」の次に「(ただし控訴人ら等が主張する河川整備工事とは異なり、河床掘削によるものではない。)」を加える。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本件請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における控訴人らの主張についての判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決16頁13行目から同37頁1行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決16頁26行目の「乙54」を「乙53、54」に改める。

(2) 同17頁19行目の「図3」の次に「、甲9の1・参考資料3及び同4、」を

加える。

- (3) 同18頁1行目の「浸水」を「溢水」に改める。
- (4) 同頁23行目の「山田正中央大学工学部教授」の次に「(ただし肩書は当時のもの)」を加える。
- (5) 同21頁19行目の「図12、」を「図7、12、14から16まで、甲5の2・図11、12、14、26、27、甲6の1・図13、甲7の1・図5から12まで、」に改める。
- (6) 同25頁8行目の「11」を「14」に改め、同行目の「図7、」の次に「乙26・図3」を加える。
- (7) 同26頁13行目の「迂回路」の前に「いずれも最大でも」を加える。
- (8) 同29頁10行目の「9～10頁」を「9頁」に、同12行目の「9頁」を「8頁」にそれぞれ改める。
- (9) 同頁15行目の「分割施工」の次に「(これにより、工期中に広場の半面の利用が可能となる。)」を加える。
- (10) 同頁20行目の「図10」を「図8から10まで」に改める。
- (11) 同頁26行目の「変更した(」の次に「甲6の1・図17から19まで、」を加える。
- (12) 同30頁25行目の「生じ、」の次に「従前よりも」を加える。
- (13) 同31頁10行目の「本件調整池」を「本件調節池」に改める。
- (14) 同32頁4行目の「原告井上孝男及び原告井上健一」の次に「(ただし両名はいずれも控訴を取り下げた。)」を加える。
- (15) 同33頁1行目の「周辺住民からの」の次に「より工期を短縮できる方式である一括施工方式によるべきではないかという」を加える。
- (16) 同34頁3行目の「境川は」の次に「その堤防が」を加える。
- (17) 同36頁22行目から23行目の「見過ごすことはできないものの」を「考慮しても」に改める。

2 控訴人らは、当審において、従前の主張に加え、次のとおり主張する。

(1) 違法性判断の枠組み及び立証責任について

本件調節池の公益性・必要性を判断する上では、過去の河川管理施設に関してされた大東水害最高裁判決（最高裁昭和59年1月26日第1小法廷判決・民集38巻2号53頁）等一連の最高裁判決の判示も参照されるべきであり、その中でもとりわけ、治水事業の実施に当たっては、流域全体について調査・検討を経て計画を立て、緊急に改修を要する箇所から段階的に、原則として下流から上流に向けて行うことを要するという下流原則が重要であるから、河川の流下能力を向上させる河床掘削は、下流から順に行うことが河川整備の大原則であり、境川のように上流部と下流部の管理主体が異なる場合も同原則を変更する理由にならない。そして、本件調節池の社会的有用性・公共性の主張立証責任は、証拠の偏在等から、被控訴人が負うべきであり、被控訴人がその主張立証に失敗した場合には控訴人らの人格権侵害の具体的危険の存在が事実上推定されることとなるというべきである。原判決は、神奈川県管理の下流区間整備を優先させる方策は非現実的だとして切り捨てるもので、前記最高裁判決の判断基準が前提とする水系一貫の管理原則を無視するもので誤っている。

(2) 本件工事による被害の性質と内容

本件工事の開始により、ア 西田スポーツ広場を利用できず、控訴人らの各種スポーツ活動が壊滅状態になり、地域コミュニティを崩壊させつつある、イ 工事車両通行による交通事故の危険が増加している、ウ 長期間にわたる騒音、振動、粉じん、フェンスによる日照問題等で住環境が悪化して資産価値も下落している、エ こばと保育園の経営が阻害されている、オ 農業者らの使用する井戸水の枯渇のおそれがあるといった被害が現実のものとなっており、控訴人らの様々な権利・利益が侵害され始めているうえに、被控訴人の被害防除・軽減措置は欠落ないし著しく不十分であって、原判決が、被控訴人が各種対策や措置をしたことを挙げて、控訴人らが被る不利益は可能な限り軽減されてい

るとしたのは誤りである。

すなわち、上記アについては、従前の西田スポーツ広場の利用状況に照らすと、代替施設の確保は困難で、被控訴人による紹介は形ばかりのもので、被控訴人は西田スポーツ広場の代替地確保の努力を全く行っていないというべきである。

上記イについては、パイプコンベアの設置が令和2年9月になっても完了せず、これが使用されずに工事車両が道路を走行しており、仮に設置が完了しても、修理で使えないことがあり得、また、生コンクリートの運搬はできないことから、工事車両を減らすことはできない。

交通誘導員が迂回路には配置されておらず、また、配置された交通誘導員が住民や子どもの通行に注意を払っていない、朝（午前9時から10時）や昼過ぎ（13時から14時）の交通量が多い時間帯に大型の工事車両が通行している、片側約2.5メートルしかない道路をダンプカーやミキサー車等車幅が2.49メートルの大型の工事車両が度々センターラインを超えて反対車線走行車との接触、衝突の危険が生じているのであり、これらの問題の解決策は、本件予定地周辺道路に工事車両を通行させないこと以外にはない。

また、本件工事を被控訴人から請け負った安藤ハザマの人為的ミスによりクレーン車横転事故が起きており、工事業者の選定にも重大な問題があつて再発の危険性が高い。

上記ウについては、長期にわたる騒音、振動、粉じん、フェンスによる日照問題についての具体的な被害軽減策が講じられていない。

上記エについては、こばと保育園では、保育環境の悪化や交通事故の危険性増大等により入園希望者が減り、存続が危ぶまれる状態であり、園庭面積の不足により認可が取り消されるおそれもある。

上記オについては、農業者が使用する井戸水の枯渇のおそれが現実のものになり、被控訴人がしかるべき損失補償をしない可能性もある。

(3) 本件工事の社会的有用性・公共性について

原審においては、本件調節池が社会的に有用で公共性があることの根拠は示されておらず、必要性及び公共性の立証ができていないものであり、この点についての原審の認定及び判断は誤っている。

ア 下流側での水害の危険性増大について

本件工事は、上流の河床掘削とセットで計画されているもので、この計画によれば、本件調節池が満水になった以降は、河床掘削を行った区域の下流側においては、従前よりも水害の危険性が増加してしまう。

すなわち、被控訴人の管理区間内の近年の最も大きな洪水被害は、平成20年8月の豪雨及び平成28年8月の台風9号による水害(甲6の1、乙9)であるところ、これらはいずれも本件調節池よりも上流で発生したものであるので、本件調節池の建設だけでは、このような水害を防止する効果はなく、上流に向けた河床掘削を行うことで初めて実現できるものであって、被控訴人の計画でも、本件調節池を担保として、本件調節池から上流に向けた河床掘削を行うこととのセットの計画であったから、本件調節池の必要性、公共性は、本件工事が上流の河床掘削と一体の計画であることを前提に判断されなければならない。このような判断によれば、本件調節池が満水になって以降、河床掘削を行った地域よりも下流側での水害の危険性が従前(正確には本件調節池が設置され、かつ上流部の河床掘削が行われる前)よりも増加するのであり、原判決はこれらの点に関する認定及び判断を誤っている。

イ 住民の意向反映及び合理的計画の必要性について

被控訴人が、周辺住民に、本件調節池の整備によって平成20年8月の豪雨のような水害を防止できるような説明をし、また、本件調節池が満水となった以降は本件調節池周辺の洪水安全度が低下することを全く説明していないなど、本件工事の計画は、意図的に、周辺住民に対して正しい情報を伝えないものであり、さらに、被控訴人が予定している上流の河床掘削の範囲



や規模、そのことによる効果（水害発生がどの程度軽減・緩和されるか）について何ら情報提供していないもので、河川整備に住民の意向を反映させる必要があるとする河川法の趣旨に反し、また、河川整備は合理的な計画に基づき実施する必要があるとする最高裁判決にも反しているから、違法、無効なものというべきであり、加えて、被控訴人が特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画を策定していないことから、本件調節池の建設は同法に明らかに反している。しかるに、原判決は、これらの点についての認定及び判断を誤っている。

#### ウ 都市計画法上の手続的瑕疵等

本件調節池の建設につき、本件調節池が水害防止のための「都市施設」（都市計画法11条14号参照）に当たり、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持する上で都市計画決定が必要不可欠であるのに、都市計画法に基づく都市計画決定を欠いていて、その手続的瑕疵は治癒されるものではないのであり、この点と、上記の特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の策定がないこと、本件調節池の設置にあたり境川流域における河川整備計画や流域水害対策計画が定められていないことにも照らすと、本件調節池の設置の社会的有用性・公共性が欠如ないし減少しており、行政的基準の遵守状況において重大な欠如があり、本件調節池の設置が流域の水害危険性を増大させないことを明確にするまでの間においては、同設置工事は差し止められなければならない。

### 3 判断

#### (1) 上記2(1)の主張について

補正後の原判決第3の1の認定事実(1)(2)（原判決16頁16行目から同21頁18行目まで）によれば、被控訴人は、近年に時間雨量50ミリを超える豪雨が東京都内を含む全国各地で増加してそれに伴う水害が頻発し、境川流域においても例外ではなく、これら豪雨に対処するための新たな治水対策が喫緊の

課題になっていたという事情のもとで、学識経験者等を含む検討委員会での客観的事実分析を経た提言を参考にした平成24年の本件整備方針及び平成26年の東京都豪雨対策基本方針改定の策定をもって、多摩部河川につき目標整備水準を従前の時間最大雨量50ミリから65ミリまで引き上げた上、調節池整備を、同水準を達成するための長期的な治水対策の一環として、河川整備（拡幅や河床掘削等により河道断面を拡げて洪水を河道で流下させるもの）及び流域対策（グリーンインフラ。透水性舗装や浸透ます等。）と併用する治水対策と位置づけて時間最大雨量50ミリを超える部分については調節池により対応することを基本とし、上記基本方針改定において、これら各対策の役割分担として、多摩部河川につき、流域対策につき時間雨量約10ミリ相当分、河川整備（流下施設）・下水道整備につき時間雨量50ミリまでの分、調整池等貯留施設・下水道整備のほか高床建築等まちづくり対策につき時間雨量5ミリ相当の対応を目指すこととして、このような豪雨対策強化の具体的取組みとして本件調節池を含めた調節池整備の方針を示したこと、さらに、被控訴人が、平成27年の本件河川整備計画策定をもって、境川流域をそれぞれ管理する神奈川県及び横浜市と共に、境川流域の市街地率の高さや浸水被害発生を踏まえて、時間雨量概ね60ミリの降雨への対応を目標として境川水系における整備目標流量の設定、神奈川県管理区間での河川整備推進に加え、総量約76万立方メートルとする調節池等洪水調節施設の先行的整備での早期の治水安全度向上について合意し、以上の基本的な方針の策定等と並行して、町田市との間で本件基本協定を締結し、本件調節池の建設計画を、下流の神奈川県管理区域における河川整備に先行して具体化してきたことが認められる。

以上の認定事実によれば、本件調節池の建設計画は、境川流域における治水安全度向上を早期に効率的に行う必要がある中で、同流域の管理者らにより、学識経験者等の検討も踏まえた長期的治水対策の一環として明確に位置付けられており、流域全体の河川整備の進捗等実情に合わせて調節池整備を進める

ことは、早期の治水安全度向上のためには合理性があるものと認められ、特に、本件調節池の下流神奈川県管理区間における河川整備の遅れのために被控訴人管理区間の河床掘削による流量増加ができない状況に鑑みれば（補正後の原判決前提事実(2)ウ）、下流神奈川県管理区間における河川整備の完了まで待つことなく、本件調節池の建設をすることは、特段不合理なことでも危険なことでもなく、むしろ、上記基本的な方針策定等の経緯に照らせば、その必要性があるものと認められ、流域の住民の利益になることといえる。

また、控訴人らは、本件調節池の建設が完成後にその上流部の河床掘削を予定していることをもって、下流神奈川県管理区間における河川整備の遅れの事情からすれば、本件調節池が満水になった以降においてその下流の水害の危険性が増加する旨を主張するが、上流部の河床掘削は本件調節池の貯留能力を担保に行うとされているのであるから、控訴人らの主張する満水以降の危険性が上記掘削前より増加するものとは考え難い。

したがって、本件調節池の建設計画が、控訴人らの主張する下流原則に沿ったものではないことは、本件調節池の公益性・必要性を否定する根拠になるものとはいえず、控訴人らの上記2(1)の主張は採用できず、また、立証責任についての上記2(1)の主張も採用の限りでない。

## (2) 上記2(2)の主張について

ア 本件工事のような公共事業の違法性につき、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情を考慮しこれらを総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えたことを要すると解すべきことは前記補正後の原判決説示のとおりであるところ、本件工事の開始により西田スポーツ広場を利用できないことによる住民の不利益があることは補正後の原判決認定のとおりであるが、その不利益

は、前記(1)で認定説示したとおり、本件調節池完成後に住民に利益があること、被控訴人による代替施設斡旋が行われていることなどに照らすと、上記不利益が受忍限度を超えているとまでは認め難い。

これに対し、控訴人らは、上記の代替施設斡旋は形ばかりで、被控訴人は代替施設確保の努力を全く行っていないと主張するが、実際に民間業者や他の自治体の協力を得て斡旋した経緯があることに鑑みれば、その斡旋に係る選択肢が利用希望に比して相当少ないとしても、上記努力を全く行っていないと評価することはできないから、控訴人らの上記主張は採用できない。

したがって、上記2(2)アに係る主張は、全体として採用できない。

イ 本件工事の開始により、工事車両の通行による交通量増加があることは補正後の原判決認定のとおりであり、これにより、抽象的には交通事故発生の危険性は従前よりも高まったといえるが、このような不利益については、本件調節池の完成後には消滅し、また、その際には治水安全度向上による利益が得られるのであるから、上記の不利益が受忍限度を超えているとまでは認め難い。

また、被控訴人は、パイプコンベアの設置や交通誘導員の配置により、工事車両の減少や運転方法の改善の対策を講じていることは、補正後の原判決認定のとおりであるから、これらのことによっても、上記の不利益が受忍限度を超えているとは認め難いものである。

控訴人らは、パイプコンベアの設置完了に時間を要していること、その修理にドイツからの技術者による必要があり時間を要すること、パイプコンベアでは生コンクリートを運搬できないことなどから、工事用車両の減少にはつながらない旨、さらにパイプコンベアの設置完了前に掘削した土砂の運搬が工事用車両で行われている旨を主張する。

しかしながら、証拠（乙58の1から7まで）及び弁論の全趣旨によれば、パイプコンベアの設置完了が遅れたものの、設置が完了しており、当初予定していた調節池・土工（掘削工）における土砂搬出をパイプコンベアによって行

う態勢ができたことが認められ、これによって工事用車両の減少が可能となったといえ、パイプコンベアでの運搬が予定されていた土砂を工事用車両で運搬したことを裏付ける証拠は見当たらない。パイプコンベアの修理にドイツからの技術者による必要がある旨の主張については、被控訴人は否認し、日本人技術者による対応が可能であると反論しており、同反論に反する証拠がないことからすれば、同主張は採用できない。

また、交通誘導員が適宜な場所に配置されていることは、前記補正後の原判決認定のとおりであり、控訴人らが主張するような不注意な交通誘導員がいたとしても、交通指導員への指導等によって十分対応が可能であり、これのみをもって、被控訴人が相応の交通事故対策を講じているとの認定を左右するものではないのであり、控訴人らが主張するような交通量の多い時間帯における大型工事車両の通行やセンターライン越えの通行があったとしても、同様である。

以上によれば、上記2(2)イの不利益が受忍限度を超えていると認めることはできない。

ウ 本件工事の開始により、長期間にわたって相応の騒音、振動、粉じん等が発生すること、本件予定地と至近距離の住宅等においてはフェンスが見えることによる多少の圧迫感があるなどの不利益があることが窺われる。しかしながら、このような不利益は、本件調節池の完成後には消失し、また、治水安全度向上による利益が得られること、前記補正後の原判決認定のとおり、車道舗装工事、低騒音・低振動の機械の使用、防音パネルの設置、車両の洗浄や散水等の対策が講じられていること、本件予定地周辺の騒音測定値が規制騒音レベルを超えなかったことにも鑑みると、受忍限度を超えているものとは認め難く、また、不動産の資産価値が仮に下落したとしても、工事期間が一時的なものであることも考慮すると同様である。

エ 本件工事の開始により、こばと保育園の経営者や園児を含む関係者が、園庭代わり等に使用していた西田スポーツ広場を使えなくなることなどの

不利益を受けたことは認められるが、それによって保育園としての経営が阻害されているとまで認めるに足る事情は見当たらない。

オ 本件工事の開始によって、農業者が使用する井戸水が枯渇するおそれがあることを裏付ける証拠は見当たらず、また、控訴人らが主張する営農者は、既に控訴を取り下げた取下前控訴人井上孝男及び同井上健一のみであるから、仮に井戸水の枯渇のおそれがあるとしても、この点を理由に控訴人らが受忍限度を超える不利益を受けるものとは認められない。

カ 以上によれば、上記2(2)の主張をもって、控訴人らが本件工事により受忍限度を超える不利益を受けるものとは認め難いから、採用できない。

### (3) 上記2(3)の主張について

ア 上記2(3)アの主張については、上記(1)の認定及び説示と同様の理由から、本件調節池が満水となった以降に河床掘削を行った区域の下流側で水害の危険性が増加するとは認められず、採用できない。

イ 上記2(3)イの主張についても、上記アと同様の理由に加え、被控訴人が本件調節池の建設についての事業説明会の実施やホームページ等による情報公開の経緯（前記補正後の原判決認定事実(5)）に鑑みると、被控訴人が本件調節池の建設につき虚偽の説明をしたものとは認められず、また、控訴人らが主張するような洪水安全度低下の説明をするべき義務があったとは認められず、適宜必要な情報公開がされてきたものと評価できるから、上記主張は採用できない。


ウ 上記2(3)ウの主張については、上記(1)の認定及び説示と同様の理由から、本件調節池の建設には社会的有用性・公共性があることが認められ、この結論は本件調節池の建設につき都市計画決定がされていないことその他の控訴人ら主張の手続的事情により左右されるものとはいえない。したがって、上記主張も採用できず、その他控訴人らが縷々主張する事情も、本件調節池の建設による不利益が控訴人らの受忍限度を超えることを裏付ける事情とはいえない。

## 第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、控訴人らの本件各控訴は理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

三角比呂 

裁判官

作原れい子 

裁判官品川英基は、転補により署名押印することができない。

裁判長裁判官

三角比呂 